

京丹波町大学生等関係人口創出促進補助金

<募集要領>

【募集期間】

令和8年6月3日（水）から1月29日（金）

※ただし先着順に受付し、予算総額に達し次第締切。



〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1
担当課／企画経営戦略室 経営戦略係
電話／0771-82-3809 ファックス／0771-82-2700
メール／kikakukeiei@town.kyotamba.lg.jp

1 事業の目的

本補助金は、京丹波町において大学生等が地域課題を対象としたフィールドワーク等を実施する取組を支援することにより、関係人口の創出及び拡大並びに地域課題の解決に資することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

2 補助対象事業

(1) 補助金交付の対象となる事業（補助対象事業）は次の各号のすべてを満たすものとします。

- ① 京丹波町内において実施されるフィールドワーク等であること
- ② 観光、農業、移住、関係人口創出、地域産業振興その他町の地域課題の解決に資する内容であること
- ③ 町内に宿泊し、2日（原則として1泊2日）以上滞在すること
- ④ 事業完了後に活動レポートを作成し、町が指定する方法により成果の発表及び公開を行うこと

(2) 補助対象事業の事業期間は、令和8年7月1日～令和9年2月28日までです。

(3) 次に掲げる事業は補助対象外事業です。

- ① 実現性の乏しい事業（公的機関の許認可等の見込みが十分でない事業を含む）。
- ② 交付決定前に着手した事業。
- ③ 公序良俗に反する事業や特定の政治、宗教、思想等に関連した取り組みが含まれる事業。

3 補助対象者

補助金の交付の対象者（補助事業者）は、次のすべてを満たす団体とします。

- (1) 大学生等で構成される団体であること
- (2) 団体の代表者が申請及び町との連絡調整を行うこと

【大学生等の定義】

大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程）に在籍する学生とする。

※教授等の引率者については1名まで補助対象とする。

4 補助金の額

種別	補助率	補助金の上限
宿泊費	補助対象経費の 1/2 以内	1 人 1 泊あたり 5,000 円
交通費	補助対象経費の 1/2 以内	1 人 1 行程あたり 10,000 円

- ※ 1,000 円未満の端数については切捨てとなります。
- ※ 予算上限に達し次第締め切ります。
- ※ 補助金の交付は同一団体につき 1 年度ごとに 3 回までです。

5 補助対象経費

次に掲げるものとしします。

(1) 宿泊費

京丹波町内の宿泊施設に支払う宿泊費

(2) 交通費

大学等の所在地から京丹波町までの往復移動に要する費用で、次に掲げるものを対象とします。

- ① 鉄道運賃
- ② バス運賃
- ③ レンタカー借上料
- ④ その他町長が必要と認めた経費

(注意事項)

- ※ 原則として、最も経済的かつ合理的な経路により算出してください。
- ※ 特急料金は対象とします。
- ※ グリーン料金等の追加料金は対象外です。
- ※ レンタカー利用に伴う燃料費、駐車場料金、高速道路利用料金は対象外です。
- ※ 自家用車による移動は対象外です。

6 申請について

(1) 申請受付

令和8年6月3日(水曜日)から令和9年1月29日(金)午後5時までに下記宛に提出してください。ただし予算に限りがあるため、先着順に受け付け、予算総額に達した時点で受付を締め切ります。申請は団体代表者が一括して申請してください。

持参申請の際の受付時間は、役場開庁時間(午前8時30分～午後5時15分)内といたします。また提出書類に不備のある場合は受付ができませんので、予めご了承ください。

【提出先】京丹波町企画経営戦略室経営戦略係
(京丹波町蒲生蒲生野487番地1 京丹波町役場2階)
電話 0771-82-3809 (直通) 担当者/一瀬・櫻井

(2) 提出書類

- ① 京丹波町大学生等関係人口創出促進補助金申請書(様式第1号)★
- ② 活動計画書(別紙1)
- ③ 経費内訳書(別紙2)
- ④ 参加する学生の学生証等

(注意事項)

- ※ ★のついた書類は原本(押印したもの)が必要です。
- ※ 提出書類はホッチキス止め及び両面コピーはしないでください。
- ※ 提出書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ 申請様式は京丹波町ホームページからダウンロードできます。

<http://www.town.kyotamba.kyoto.jp>

7 交付決定について

採択した申請者に対しては「京丹波町大学生等関係人口創出促進補助金交付決定通知書(様式第2号)」(交付決定通知書)により通知します。交付決定通知書の交付を受けた補助事業者は、当該通知書に係る補助金交付決定の内容、又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受理した日から10日以内に申請の取下げをすることができます。なお、補助事業者による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、無かったものとみなします。

8 実績報告について

(1) 実績報告書の提出

補助対象事業の実績報告については、次の①～⑤に掲げる書類を**事業完了日から起算して30日以内又は令和9年3月5日のいずれかの早い日までに**京丹波町企画経営戦略室へ提出してください。

- ① 京丹波町大学生等関係人口創出促進補助金実績報告書（様式第4号）★
- ② 事業報告書（別紙1）
- ③ 収支決算書（別紙2）
- ④ 経費支出根拠資料（請求書、領収書（口座振替依頼書含む）、明細書等の写し）
- ⑤ 事業実績の概要がわかる資料・写真等

※ ★のついた書類は原本（押印したもの）が必要です。

※ 提出書類はホッチキス止め及び両面コピーはしないでください。

※ 提出書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※ 実績報告の関係様式は京丹波町ホームページからダウンロードできます。

<http://www.town.kyotamba.kyoto.jp>

※ 経費支出根拠資料は収支決算書（別紙2）に基づいて費目ごとに請求書、領収書、明細書等の写しを整理し、1冊のファイルにまとめてください。

※ 必要に応じて根拠資料原本の確認や現地審査を実施する場合があります。

(2) 補助金の額の確定

上記の実績報告書類及び現地審査等に基づき、補助対象事業の成果が補助金交付決定の内容等に適合し、かつ経費支出の内容等が適正と認めるときは、「京丹波町大学生等関係人口創出促進補助金の額の確定通知書（様式第5号）」（補助金確定通知書）により、補助事業者に通知いたします。

(3) 補助金の交付

補助金の交付は、予算の範囲内において補助対象事業完了後（補助金額確定通知後）の精算払いとなります。

9 その他の留意事項

(1) 補助事業期間中、必要に応じて補助対象事業の進捗状況等についての報告を求めることがあります。

(2) 補助事業内容に変更が生じる場合又は、やむを得ない理由により中止する場合は必ず事前に京丹波町担当課へご相談ください。京丹波町担当課との事前協議の結果、事業内容を変更するときは、「京丹波町大学生等関係人口創出促進事業計画変更（中止）承認申請書（様式第3号）」を提出してください。

ただし、事業目的そのものが変わる変更や変更に伴う交付決定金額の増額変更は認められません。

- (3) 補助対象事業が補助金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるとき、又はその他補助金の交付の目的を達成し難いと認めるときは、補助事業者に対し、必要な指示を行なう場合があります。
- (4) 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに京丹波町担当課に報告し、その指示を受けてください。
- (5) 補助金を他の用途に使用し、その他補助対象事業に関して補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他関係法令等の違反が認められたとき、もしくは上記(1)～(3)の指示に従わないときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、支払い済みの補助金があるときは、返還を求めます。(補助金額確定通知後も適用します。)
- (6) 本補助事業の関係書類は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存していただくこととなります。(令和14年3月31日まで。)
- (7) 同一の内容について、他の機関が助成する他の制度(補助金、委託費等)と重複する事業は補助対象事業となりません。

10 お問い合わせ先

本補助事業に関するお問い合わせは以下まで。

京丹波町企画経営戦略室経営戦略係(担当者/一瀬・櫻井)
(〒622-0292) 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1
電話 0771-82-3809 ファックス 0771-82-2500
メール kikakukeiei@town.kyotamba.lg.jp